

## 5.2 審査庁が地方公共団体の長でない場合の諮問の可否(行審法43条1項関連)

- ①論 点：審査庁が教育長である場合に、地方公共団体の長ではないことから、行審法43条1項の文言上、諮問先が存在しないため、改正すべきではないか。
- ②結 論：法令改正の可否を含めて検討する必要がある。
- ③方向性：平成26年の行審法改正時に想定されていなかった論点であり、法令改正により、審査庁が教育長等の場合であっても地方公共団体の長の場合と同様に諮問できるようにすべきではないか。

### <対応方針>

- ・行審法43条第1項柱書上、審査庁が「主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合」、「審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあっては、長、管理者又は理事会）」以外の場合には、行政不服審査会等への諮問義務はかけられていない。

※諮問義務がない審査庁の具体例：国会、裁判所、会計検査院、委員会、人事院、審議会等

- ・したがって、審査庁が教育長である場合には、行審法上、審査会等への諮問義務がかからないこととなる。

- ・審査庁が教育長となるような場合と同様の事例※がどの程度存在するのか、このような場合に何らかの支障があるのか、実態を把握の上、検討することとしたい。

※第三者機関等が事前・事後のいずれかの段階で関与していない処分・不作為に対する審査請求の場合（審査庁が地方公営企業の管理者となる場合などを想定）

(参考)

#### ○行政不服審査法

第四十三条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあっては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあって

は、長、管理者又は理事会)である場合にあつては第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

一～八 略

#### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(組織)

第三条 教育委員会は、教育長及び四人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び五人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び二人以上の委員をもつて組織することができる。

(教育長)

第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

(事務の委任等)

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
- 六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

## 5.6 答申の対象(行審法 79 条関連)

- ①論 点：答申の対象は、処分そのものを対象とするもの、審査請求を対象とするもの、諮問時の審査庁の意見を対象とするものに分かれており、かつ、同一の審査会においても、事案によって異なる場合があることから、統一すべきではないか。
- ②結 論：本会において、対応の可否を含めて検討されたい。
- ③理 由：直ちに対応が必要とはいえないが、調査の結果について論点として本会に伝える必要がある。

### 補足説明

審査庁の諮問に応じて答申をするのが審査会の役割であるが、答申においては、審査庁の判断の妥当性を論じるもの、処分庁のした原処分の適法違法等を論じるものなどが混在している。事件によってはそうならざるを得ないものもあるかもしれないが、諮問のあり方、審査会の役割について統一的な見解を検討してはどうか。 (折橋 洋介)

### <対応方針>

- ・行政不服審査会等への諮問は、審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性をチェックし、裁決の客観性・公正性を確保するために設けられたものである。
- ・したがって、一般的には審査庁の判断が答申の対象となるものと考えられるが、上記の趣旨を踏まえたものであれば、答申の対象が異なったとしても、特段の支障は生じないのではないかと。

(参考) 令和2年度「行政不服審査制度の見直しに向けた論点整理に関する調査研究」資料編

【アンケートに寄せられた答申件数：1,991件】

諮問時における審査庁の判断が妥当か否かについて言及している答申：55.6%

(参考) 報告件数の多い主な団体

都道府県：鹿児島県143件、熊本県135件、神奈川県115件、青森県106件

政令市 : 神戸市19件

**審査請求を棄却又は容認するべき等と言及している答申 : 25.4%**

(参考)報告件数の多い主な団体

都道府県 : 東京都189件、大阪府54件、千葉県38件

政令市 : 大阪府16件

その他市区町村 : 大阪府河内長野市39件

**審査請求の対象となった処分が妥当であるか否かについて言及している答申 : 16.4%**

(参考)報告件数の多い主な団体

その他市区町村 : 岐阜県安八町144件、東京都羽村市37件

**その他 : 2.5%**

※「一部は棄却されるべきであり、一部は却下されるべきである」、「処分を取り消し、改めて決定すべきである」等

## 5.8 付言への応答義務(行政の適正な運用の確保関連)

- ①論 点：行政不服審査会等の答申の付言に対応がなされたのかを確認することができず、行政の適正な運営の確保について検証できないことから、付言に応答義務を課すべきではないか。(士業団体からの提案あり。)
- ②結 論：法令改正の要否を含めて検討する必要がある。
- ③方向性：行審法の目的の一つである行政の適正な運用の確保に大きく関わる重要な論点である一方、不服審査型8条機関としての審査会にそのような権限を付与することが適切かについて慎重に検討する必要があるため、付言に対する処分庁の対応の在り方について、行政不服審査制度における付言の位置付けも含めて本会において検討されたい。
- ④個別意見：法令により付言への応答を義務付けてもよいのではないか、という意見もあった。

### 補足説明

行政の適正な運営の確保という制度趣旨に鑑み、行政不服審査会による制度・運用改善を求める付言については、当該事件の審査庁等あるいは制度を所管する総務省に対して、対処方針等の応答義務を新たに法定してはどうか。

(折橋 洋介)

### <議論のポイント>

- ・行審法は、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めるものであり、その中で、行政不服審査会等は、審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性をチェックし、裁決の客観性・公正性を確保するため、審査庁の諮問機関として設けられたものである。

(参考)

#### ○行政不服審査法

(答申書の送付等)

第七十九条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

## 5.9 データベースの充実化(体制整備関連)

- ①論 点：裁決・答申データベースに登録・掲載していない団体も多く、また、データベース自体も使いづらいため、改善すべきではないか。(士業団体からの提案あり。)
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：多くの関係者から強い要請があることから、改善について検討する必要性は高い。国が基盤整備をすることが望ましいのではないか。
- ④個別意見：総務省データベースに完全に一元化することはできないとしても、総務省ウェブサイトにも各団体のウェブサイトの URL を掲載するなどして入口を一元化することは可能ではないかという意見もあった。また、総務省のデータベースについて、フォーマットを統一するなどの対応をすべきではないか、特に、検索を可能にするため、テキストデータのない PDF の掲載は禁止すべきではないかという意見があった。

### 補足説明

答申情報検索では、答申番号による検索機能の追加、「行政不服審査会等の名称」における限定検索機能の改良、裁決情報検索では、正確な「審査庁名」検索機能確立すべきである（検索結果の「審査庁名」も同様）。その他、両検索を通じて、答申と裁決のリンク表示、西暦だけでなく元号による期日検索機能の追加等検討してはどうか。 (折橋 洋介)

## ※令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

### 【求める措置の具体的内容】

「行政不服審査裁決・答申検索データベース」について、PDF ファイルの記載内容についても検索の対象とすること

### 【具体的な支障事例】

データベースの検索方法は、「処分根拠法令」や「裁決等の内容」に関するキーワードを入力するもので、「裁決等の内容」の検索対象は文字入力された概要のみで、裁決書本体(PDFファイル)は検索対象外となっているため、事例の絞り込みが困難となっている。具体的には、不服申し立てがなされた際の審理員としての意見書作成にあたって、データベースを活用し、過去の同様の行政処分に対する審査請求に係る裁決事例を参考にしているが、データベースのキーワード検索の対象は、「裁決情報詳細」の「裁決内容」欄に記載されている場合のみであり、「裁決内容」欄に記載されていない場合は、「処分根拠

法令」欄等により検索することになるが、該当数が多くなることから、求める事例にたどり着くまで添付ファイルを一つ一つ開く必要があり、時間を要する。

【令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）】

行政不服審査裁決・答申検索データベースについては、事例の検索を容易にするため、地方公共団体等の事務負担に配慮しつつ、「裁決内容」欄の記載内容を充実する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。→措置済

また、同データベースの検索機能の向上などの運用の改善については、地方公共団体等の利用実態や支障等を踏まえ検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

<議論のポイント>

- ・総務省において運用している「行政不服審査裁決・答申検索データベース」について、利便性の向上及び登録の推進をするため、課題や支障事例をヒアリング、アンケートで把握してはどうか。

(参考) 令和2年度「行政不服審査制度の見直しに向けた論点整理に関する調査研究」資料編

「行政不服審査裁決・答申データベース」に

答申を登録している団体は、133団体中86団体（約65%）

裁決を登録している団体は、133団体中77団体（約58%）

裁決・答申データベースに事例を登録していない理由は、

HPに掲載：31.3%

個人情報が含まれている：14.1%

使い勝手が悪い：1.6%

DBの存在を知らなかった：1.6%

その他：51.6%

## 5.10 審理員・審査会・審査庁・処分庁の質の確保及び能力の向上(体制整備関連)

①論 点：審理手続や審理の内容に関して、審理員・審査会・審査庁・処分庁の質及び能力を図るべきではないか。(附帯決議事項)

②結 論：運用改善について検討する必要がある。

③方向性：審理員候補者や審査会委員の質の確保については、例えば、総務省や各士業団体において審理員候補者や審査会委員の業務に関する研修を行い、修了した者に修了証を交付するとともに、本人の同意を得た上でリスト化して国や地方公共団体に提供する仕組みを検討してはどうか。

審査庁や処分庁、審理員の能力の向上については、例えば、審査庁の幹部職員に審理手続の進行管理について責任を持たせることや、上記で示された問題点(論点整理、事実認定、処分の要件充足性に関する判断、審理員意見書や弁明書の記載等)について、総務省において研修の提供や教育用資料の作成をすること、総務省において審理員や審査請求人に必要な情報を提供する総合的な案内所を整備すること、総務省において国や地方公共団体の事案処理についてサンプル調査をすること、などを検討してはどうか。

④個別意見：体制整備に関する国や地方公共団体の責務規定を設けることを検討してもよいのではないかと、という意見もあった。

### ※関連論点

#### 【審査庁に対して】

- 1) 審理員指名、審理員意見書、裁決時期の短縮(論点2.1、2.14、2.15)
- 2) 審理員審理の適正化・充実(論点3.1、3.4)
- 3) 審理員意見書、裁決書の記載の適正化(論点3.7)

#### 【審査会に対して】

- 4) 答申の記載の適正化(論点3.7、3.10)

#### 【処分庁に対して】

- 5) 弁明書の記載事項・添付書類の適正化(論点2.6、2.7)
- 6) 教示の徹底(論点4.5)

#### 【不服を申し立てようとする者に対して】

- 7) 制度の周知(論点5.12)



## <議論のポイント> (体制整備の案)

- ・ 審査庁は、国の行政機関や地方公共団体などがあり、その規模については様々である。審査庁における実務の実態も区々であることから、以下の体制整備の案についても、その実態をよく把握した上で、柔軟かつ実効性のある支援策を考えるべきではないか。
- ・ 審査庁の幹部職員に、審理手続の適切な進行管理の必要性について自覚を持たせるべきではないか。
- ・ 総務省において、各士業団体等からの協力を得ながら、定期的・継続的に審査庁の職員に対する具体的かつ実践的な研修を行う仕組みを検討してはどうか。
- ・ 審査庁が量・質の両面から十分な審理員候補者を確保することができるように支援する必要があるのではないか。このため、例えば、審理員候補者をあらかじめ確保し、審査庁の求めにより迅速に派遣するといった仕組みを検討してはどうか。  
その際、審理員候補者の専門性向上を図るために、審理員の業務に即した具体的かつ実践的な研修を行うことなどを検討してはどうか。
- ・ 審査庁の職員や審理員等へのサポート、国民への情報提供のために、全国51カ所に設置されている総務省の情報公開・個人情報保護総合案内所を活用することなどを検討してはどうか。

## 5.11 審査会・審理員事務の委託等の促進(体制整備関連)

- ①論 点：一部の地方公共団体においては、審査会事務や審理員事務について、委託・広域連合・一部事務組合を活用することで、審査会委員や審理員の質の確保や経験・ノウハウの蓄積といった課題を一定程度解消しており、このような取組みを他の地方公共団体等にも促すべきではないか。(附帯決議事項)
- ②結 論：本会において、対応の可否を含めて検討されたい。
- ③理 由：一部の地方公共団体の取組みを参考に活用を促進することもあり得るが、地方自治制度に関わる事項であることから、対応の可否を含めて検討されたい。
- ④意 見：審査会と比べ審理員の事務については委託等の活用が進んでいないことから、審理員事務の委託等が可能であることをマニュアル等で周知してはどうか、という意見もあった。

### 補足説明

地方自治制度一般における議論の動きも踏まえながら、人材資源の効率化やコスト軽減を考えている地方公共団体が広域連携手法の選択や形成について検討しやすくなるよう、先行事例に関する情報収集・整理、自治体間での経験共有を可能とするための措置等について、検討してはどうか。

(宮森 征司)

### <対応方針>

- ・先進事例についてアンケート・ヒアリングで把握の上、検討してはどうか。

(参考)

○平成 28 年度行審法施行状況調査

#### 【第三者機関の設置形態】

地方：単独設置 1,242 団体、他団体に委託 284 団体、他団体との共同設置 131 団体、一部事務組合等を設置 92 団体、事件ごとに設置 308 団体、その他 10 団体

○行政不服審査法案に対する附帯決議(平成二十六年五月二十日衆議院総務委員会)

- 一 今回導入される第三者機関及び審理員制度の運用に当たっては、権利救済の実効性を担保

できるようにするため、適切な人材の選任に配慮すること。特に、地方公共団体においては、各団体の実情を踏まえ、申立ての分野に応じた高い専門性を有する人材の選任に配慮すること。

○行政不服審査法案に対する附帯決議(平成二十六年六月五日参議院総務委員会)

三、有識者から成る第三者機関及び審理員制度の運用に当たっては、権利利益の救済について実効性を担保できるよう、適切な人材を選任すること。特に、地方公共団体において、各団体の実情を踏まえつつ、申立ての分野に応じた高い専門性を有する人材が確保できるよう格段の配慮を行うこと。